

出来形管理基準及び規格値

8. 施工管理

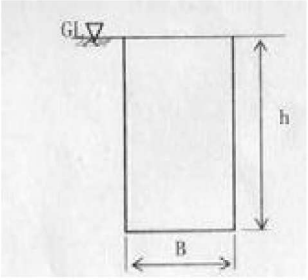
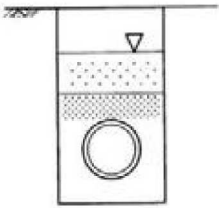


- 1) 本工事は、下記の定めによるほか、大阪府都市整備部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」（以下、「府管理基準」という。）により施工管理を行うこと。
- 2) 出来形管理において、設計図書に設計値が明示されていない測定項目については、監督職員との協議により省略することができる。

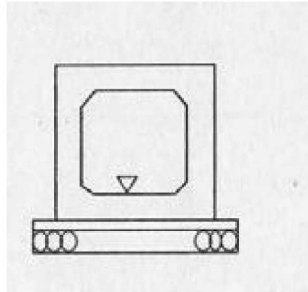
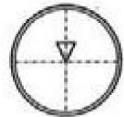
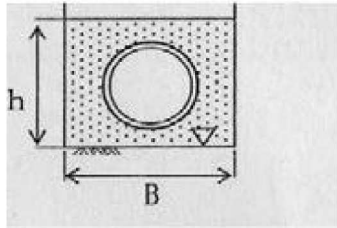
・出来形管理基準及び規格値

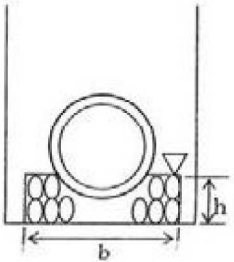
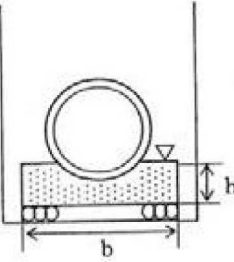
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 幅 高さ	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
側溝工 (現場打水路工)	基準高 厚さ 幅 高さ	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
側溝工 (暗渠工)	基準高 幅 深さ	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
場所打擁壁工	基準高 厚さ 裏込厚さ 幅 高さ	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			
プレキャスト擁壁工	基準高	府管理基準による	府管理基準による	府管理基準による	
	延長 ℓ	図面表示寸法-0.5% かつ -200	延長ℓは図面の寸法表示箇所にて測定。 延長Lは延長合計とする。		
	延長 L	延長合計-0.5% かつ -100			

・ 出来形管理基準及び規格値

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 (下層路盤工)	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上 小規模工事とは、施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の工事を小規模工事とする。	
		小規模工事 -15	小規模工事 基準高は1施工箇所または1路線につき2箇所以上、幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、掘り起こして測定。		
	基準高	府管理基準による			
アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
	幅	府管理基準による	小規模工事 幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、掘り起こして測定。		
アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
	幅	府管理基準による	小規模工事 幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、コアを採取もしくは掘り起こして測定。		
アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		
	幅	府管理基準による	小規模工事 幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、コアを採取して測定。		
アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。		
	幅 平坦性	府管理基準による	小規模工事 幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、コアを採取して測定。		
透水性舗装工 歩道舗装工 (路盤工)	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。	工事規模の考え方 中規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100t以上の工事とし、小規模工事とは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が100t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満の工事とする。	
		小規模工事 -10	小規模工事 基準高は1施工箇所または1路線につき2箇所以上、幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、掘り起こして測定。		
	基準高 幅	府管理基準による			
透水性舗装工 歩道舗装工 (表層工)	厚さ	中規模工事 府管理基準による	中規模工事 幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。		
	幅	府管理基準による	小規模工事 幅は1施工箇所または1路線につき1箇所以上、厚さは1施工箇所または1路線につき1箇所以上、コアを採取して測定。		
路上再生工	府管理基準による		幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。 幅は延長80m以下のものは1施工箇所につき1箇所以上、厚さは延長200m以下のものは1施工箇所につき1箇所以上測定。	府管理基準による	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する		
						幅	-50			
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	3 管路土工	管路埋め戻し	基準高さ	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する		
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高さ	±30	基準高さ、中心線の変位(水平)はマンホール間の中央及び両端を測定する。 勾配は、実流量以上を確保すること。		
						中心線の変位(水平)	±50			
						勾配	±20%			
						総延長L	-200	延長lはマンホール間を測定		
						延長l	-L/500 かつ-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	4 管布設工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高さ	±30	基準高さ、中心線の変位(水平)は施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位(水平)	±50			
						勾配	±20%			
						総延長L	-200	延長lはマンホール間を測定		
						延長l	-L/500 かつ-200			
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	4 管布設工	圧送管	基準高さ	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する		
						中心線の変位(水平)	±50			
						総延長L	-200			
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	5 管基礎工	砂基礎	基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅	-50			
						厚さ	-30			

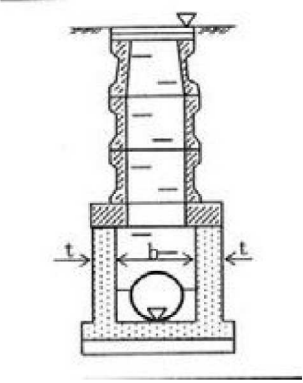
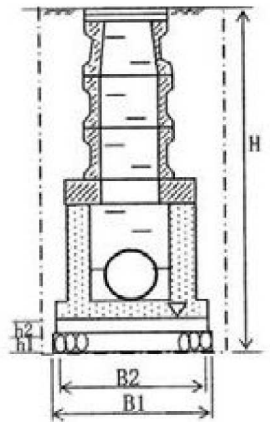
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	5 管基礎工	碎石基礎	基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅	-50			
						厚さ	-30			
7	下水道	3 管路	1 管渠工(開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅	-30			
						厚さ	-30			

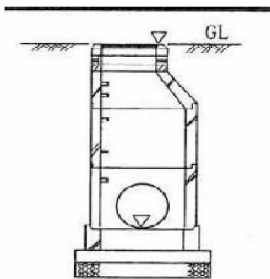
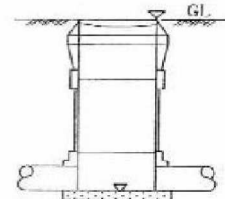
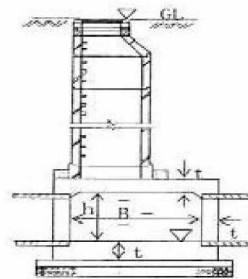
単位：mm

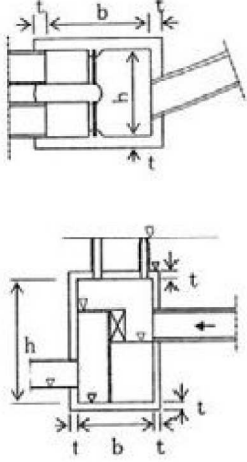
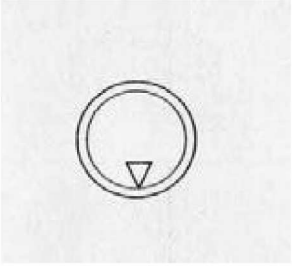
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	3	3	3			基 準 高	±50	推進中は、推進管 1 本毎測定 推進完了後は、測点毎測定 勾配は、実流量以上を確保すること。		
						中 心 線 の 偏 位	±50			
						勾 配	±20%			
						延 長	－L/500 かつ－200			
						滑 材 の 注 入 量	特に定めない	計量を行うこと		
						裏 込 材 の 注 入 量 及 び 注 入 圧	特に定めない	配合試験、フロー値、粘性、ブリージング率、ゲルタイム、圧縮強度を 1回以上測定すること		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	下水道編	3 管路	4 シールド工	3 一次覆工	一次覆工	基 準 高	±50	推進中は、1リング毎制定		
						中心線の偏位	±50	1次覆工完了後は、5リングに1回測定		
						延 長	-100	適宜、監督職員の指示した場合		
						真 円 度	特に定めない	10リングに1回測定		
						作泥材の注入量	特に定めない	計量、粘性、比重の測定を行うこと		
						裏込材の注入量 及び注入圧	特に定めない	配合試験は200リングに1回 フロー値、粘性、ブリージング率、ゲルタイム、圧縮強度を定期的に測定すること		
7	下水道編	3 管路	4 シールド工	4 二次覆工	二次覆工	基 準 高	±30	二次覆工打設単位毎測定		
						中心線の偏位	±30			
						延 長	-100	適宜、監督職員の指示した場合 二次覆工打設単位毎測定		
						真 円 度	特に定めない			

単位：mm

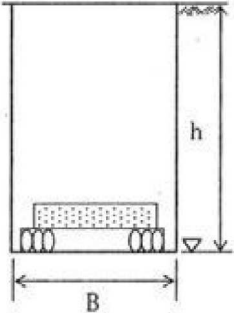
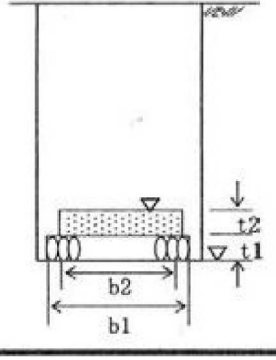
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	5 マンホール工	3 標準マンホール工	標準マンホール工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b (内法)	-30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			
7	下水道	3 管路	5 マンホール工	3 標準マンホール工	マンホール基礎工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						床掘深 H	±30			
						基礎工幅 B 1	-50			
						基礎工高 h 1	-30			
						コンクリート工幅 B 2	-30			
						コンクリート工高 h 2	-10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	下水道	3 管路	5 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
7	下水道	3 管路	5 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
7	下水道	3 管路	6 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊 人孔	基 準 高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 B	-30			
						高 さ h	±30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	6 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b (内法)	±30			
						壁厚 t	±30			
						厚さ t	-20			
7	下水道	3 管路	6 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						中心線の変位	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
7	下水道編	3	管路	7		取付管及ひます工					柵 深	-20	<p>基準高さは汚水柵設置箇所ごとに測定する。</p> <p>但し、設計図書において明記しない場合については、この限りではない。</p>	
											中心線の偏位	±50		
											勾 配	±20%		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	下水道	3 管路	10	立坑工	立坑工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						寸法 B	±100			
						深さ h	±30			
14	下水道	3 管路	10	立坑工	立坑土工	基準高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
						碎石基準幅 b 1	-50			
						碎石基礎厚さ t 1	-30			
						底板コンクリート基準高さ	±30			
						底板コンクリート幅 b 2	-30			
						底板コンクリート厚さ t 2	-10			